

修復的正義から「修復的实践」へ

——「修復的」であることの教育的意義の探求——

山 辺 恵 理 子

0 はじめに

日本において政治や公的な事業に対する国民の無関心が問題化されて久しい。例えば、2001年6月、司法制度改革審議会は2年間の活動の末に提出した意見書の中で「21世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている」¹⁾と述べ、まず司法制度への無関心を払拭すべく法曹以外の一般の国民が裁判に参加する新しい刑事裁判の形を提案した。そして昨年5月、無作為に選ばれた一般市民が裁判員として裁判官とともに裁判を行う裁判員制度が施行された。

同制度の導入に伴い、裁判の公平性や、被害者、被告人ならびに証人等のプライバシー保護、死刑の正当性などに関して、多くの議論が展開された。裁判や司法制度について国民に今一度立ち止まって考えさせる、という役割は十分に果たしたと言えるかもしれない。しかし、それと同時に、裁判員になることのデメリットが叫ばれ、いかにすれば裁判員を辞退することができるのかが国民の大きな関心を集めている。最高裁判所は平成21年の裁判員経験者を対象とした調査結果を公開し、裁判員に選ばれる前は裁判員を「積極的にやりたい」または「やりたい」と考えていた人は40.1%に過ぎなかったが、裁判員として裁判に参加して「よい経験と感じた」または「非常によい経験と感じた」人が96.7%に上ったと記し²⁾、積極的な参加を呼び掛けてはいるものの、現時点では、同制度が「公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくこと」に繋がっているとは認めがたい。

このような中、刑事司法および少年司法においては近年また別の動きが国内外で展開されている。「修復的司法」と呼ばれる実践の展開である。これは、被害者や被告人とは無関係の第三者を裁判員として意図的に採用し、その裁判員と裁判官のみが加害者

にどの程度の刑罰を与えるべきかを議論する裁判員制度とは大きく異なり、被害者と加害者が自ら、多くの場合実際に関わりを持つ人間（親や兄弟、地域住民、教師など）やファシリテーターの協力のもと、事件によって壊された状況をいかにして回復すればよいかを議論することを重視する実践である。なお、こうした刑事司法や少年司法における実践は「修復的司法」と呼ばれる一方、その背後にある理念や思想は「修復的正義」と訳されている³⁾（原語はともに「restorative justice」。以下、修復的正義と修復的司法の両方を含む、修復的正義にまつわる思想・実践全体を示す用語として「RJ」を用いる）。この思想および実践を検討することは、司法の公共性について改めて考え直す契機となり、「公共的事柄に対する」人々の「能動的姿勢を強め」るための方法論を模索する上で重要な示唆を与えてくれると考えられる。

本稿は、修復的正義を基盤とする「修復的实践（restorative practices）」という教育実践の展開に注目し、修復的正義の教育的意義・人間形成上の意義を探求することを目的とする。そのために、1章では教育以外の分野におけるRJの展開を概観したうえで、2章において、修復的正義の基礎にある人間形成の視点を取り上げながら、修復的正義に基づく実践の一部が「修復的实践」として独自の展開を見せている状況を紹介する。

1 修復的正義の誕生と展開

1974年、カナダのオンタリオ州エルマイラで2人の青年が22件の器物損壊事件で有罪判決を受けた。信仰様式やルーツの面でアーミッシュに近いとされるキリスト教の一派、メノー派の信徒である保護観察官らは、キリスト教徒としてすべき対応を議論し、青年たちをほぼ全ての被害者に直接面会させ、弁償について直接交渉させた。この事件が後にエルマイラ事件と呼ばれるようになり、RJ誕生の起源と言わ

れる。暴力を法律や国家への侵害であると定義して裁判官が量刑化された罰を加害者に与える刑事司法とは異なり、暴力を第一には被害者に対する侵害として定義し、実際の損害を受けた被害者や関係するコミュニティに所属する人々が被った害の修復を試みる事が「正義(司法のあるべき姿; justice)」であるとする考え方はキリスト教に限らず古くから存在していたと考えられているが⁴⁾、この事件を機に改めて国際的な議論の対象となった。

まずカナダにおいて、VORM(被害者-加害者和解運動: Victim Offender Reconciliation Movement) が起こり、続いてアメリカにおいても1977-1978年にインディアナ州でVORP(被害者-加害者和解プログラムVictim Offender Reconciliation Program) が展開した。調停者の下で被害者と加害者を対面させるなどして二者が話し合う場や手段を提供するこれらの実践は、修復的司法の代表的な形式として定着する一方で、FGC(家族集団カンファレンス: Family Group Conference) やサークルといった、より多くの関係者が集まる形式の実践も展開され、修復的司法の形式は地域やケースによって多様化しながら、従来の制度を代替あるいは補完し得る新しい司法のあり方として注目を集めた。染田恵はこうした状況を細かく整理したうえで、「現在この理論が再評価されているのは、高度に組織され、制度化された現行の刑事司法制度の限界を自覚して、その外で、犯罪減少に対応しようとする点にある⁵⁾と分析している。RJの考え方に則ったシステムの導入を検討する国々の多くは、①再犯率低下(更生)の効果を持つ実践として⁶⁾、②犯罪被害者支援に有効な方策として⁷⁾、あるいは③刑務所の過剰収容問題に対する解決策として⁸⁾、RJを評価している。さらには司法の枠を超えて、④紛争解決と平和構築のための方法論としてもRJは評価されており、南アフリカにおいて内戦や過去の大虐殺の根本的な解決を目指して結成された「南アフリカ真実および和解委員会(SATRC South African Truth and Reconciliation Commission)」にも修復的正義の思想は取り入れられた⁹⁾。日本でも「被害者の視点を取り入れた教育」の一環として受刑者を対象としたプログラムが導入されたり、犯罪被害者と加害者が対話できる場を提供するNPO法人「被害者加害者対話の会運営センター」が千葉県で、同じくNPO法人の「被害者加害者対話支援センター」が大阪府で活動を

展開しているほか¹⁰⁾、研究も1990年代末より蓄積されている¹¹⁾。なお、日本におけるRJの実践は海外ほど多くなく多様性も欠いており¹²⁾、それゆえに日本のRJ研究はその導入・普及を検討するための理論的研究が多いこと¹³⁾を指摘しなければならない。

2 修復的正義に基づく実践の教育現場への導入

1) 修復的正義に含まれる人間形成についての視点——ハワード・ゼアの思想から——

修復的正義を思想的に、しかも人間形成的な視点から研究したものは少ない。そのような中、ハワード・ゼアは著作において修復的正義を裏付ける人間についての多くの洞察を記している。

ゼアの人間論の最も基本的な部分には、自己安定(wholeness)という考え方がある。人間が自己安定の状態に達するには、2つの条件が揃わなければならない。まず、(1)いつも歩く道を歩けばいつも見る風景が広がり、家に帰れば誰にも侵入されない自分(と同居人)だけの居場所がある、といった日常の中の規律を実感でき、それをもとに安全性を感じられること。この「規律と安全性の実感(sense of security, sense of order and meaning)」が一つ目の条件である¹⁴⁾。また、規律や安全に加えて、人間が精神的な均衡を保って生きていくためには、周囲にいくらかの影響力を及ぼせることが必要であるという考えのもと、(2)「決定力と自律性の実感(sense of control, sense of personal autonomy and power)」が二つ目の条件とされる。ゼアによれば、自己安定および上記2つの条件は、いずれも人間の基本的なニーズである。

なお、ゼアは、犯罪や事故、暴力は有無を言わさずに被害者の日常を奪うという意味で、規律と安全性の実感を脅かすと同時に、決定力と自律性の実感をも奪うと理解する。そのため、被害者は自身が正義に適っていると納得できるような対応が行われ、正義を実感すること、および、問題解決方法を模索・決定するプロセスに参加し、自分の意見に耳が傾けられ、相手の行動に反映される経験を積むことを通して、これらを回復しなければならないと論じている¹⁵⁾。

ここで注意しなければならないのは、ゼアが述べる上記2つの条件および自己安定は、日々の生活の

中で常に多少なりとも脅かされ、修復されていると考えられる点である。新しい価値観に出会ったとき、初めての体験をしたときなど、その度には規律と安全性の実感を揺るがされ、時には決定力と自律性の実感を失う。しかし、日常的には自分自身で何をどうすべきか考え実行することが可能であるのに対し、犯罪などの場合には不可能である（対人的な問題であるため自分ひとりでは解決し得ない、従来の司法制度などでは制度上認められていない、など）。ゼアは、犯罪などのケースにおいても、日常と同じように関係者ら自身が考え実行するプロセスを踏むことで、人間の基本的なニーズを満たすことを提唱しているといえる。

2) 修復的正義から「修復的实践」へ

ゼアは修復的正義の代表的論者として国際的に認識されているにも関わらず、上述の人間形成に関する視点を取り上げた研究は、国内外ともに見当たらない¹⁶⁾。しかしその一方で、RJは海外において数多くの教育者の関心を集め、修復的正義に基づく諸実践が教育の分野で多く展開されている¹⁷⁾。

初めてRJが学校教育に導入されたのは、1994年オーストラリアのクイーンズランド州のマルーチードール高校においてである。このオーストラリアにおける修復的正義に基づく教育実践の第一人者のブレンダ・モリソンは、「方法やレベル、基準は様々であれ、RJはおそらく常に学校のなかで実践されてきたといえる。よい学校教育は、よい家庭教育と同様に、概して修復的な要素を持つもので」と記している¹⁸⁾。また、現在教育現場における修復的正義に基づく実践の導入を進める世界的な拠点となっているIIRP (International Institute of Restorative Practices. 詳細は後述)の創立者らも、「「修復的」だと考えたことはないかもしれない」が、「教師たちは生徒に対応するために用いるツールを幅広く身につけている」¹⁹⁾と述べている。「修復的」な活動が日常的な教育実践に潜んでいるというこうした指摘は、前節で述べた自己安定の揺らぎと回復というプロセスは日常に多く存在しているばかりか、新しいものや知識と出会う教育の場面ではなお一層頻繁に展開されているはずであることを考えると、驚くべきものではない。さらに、「修復的实践を学ぶ最初の一步は、それらを意識できるようになること、そして意識的かつ戦略的に——常に意図的に——それら

を用いることが出来るようになること」²⁰⁾と言われるように、教育場面に潜んでいた「修復的」な活動に注目することで、教育実践をより豊かにすることができると期待されている。本節では、このIIRPに注目して、RJと教育の関わりを概観する。

IIRPの歴史は、1977年、テッド・ワクテルが妻スーザンと共に公立学校の教師を辞職し、NPOのCSF (Community Service Foundation) を立ち上げ、問題を抱えた若者のための学校およびカウンセリング施設の運営を手掛け始めたことに始まる。試行錯誤の中で多くの実践を蓄積する中、1989年に青少年家族福祉法 (Children, Youth and Families Act) の一環として、問題行動のある若者への対処方法を親戚を広く呼び寄せて話し合わせるカンファレンスの手法 (FGC) が認められたオーストラリアの警察調査部長が1994年にアメリカで行なった講演を聴いたワクテルは、こうした取り組みが関係者の感情に重きをおくものであること、そして「感情がカンファレンスを強力なものにしている」²¹⁾と感じ、自身が蓄積してきた教育実践に通じる部分があることを知った。その後積極的にFGCを学んだワクテルは連続的にRJの概念にも出会い、次第に当時の自身の活動の名称であった「Real Justice (真の正義)」をRJと言い換える箇所も登場する²²⁾。さらにその後、RJをもとにしておりと明記しつつも、自らの実践をRJとは区別して「修復的实践」と呼ぶようになる²³⁾。こうして、2000年には修復的实践を担う人間を育成するためのNPO組織としてIIRPを立ち上げるに至るのである。この組織の活動の成果は州立政府に認められ、ついに2006年、IIRPは世界初の修復的实践の修士号が取得できる専門の大学院となった。以降、多くのアメリカ教師をはじめ、ルーマニアの保護観察官、アイスランドの警察や、コスタリカの法学者、南アフリカの児童福祉士、ジャマイカの検察官や香港の教師たちもIIRPで教育を受けた他、タイでの修復的司法の制度化にも寄与したとされている²⁴⁾。ワクテルとともにIIRPで活動するローラ・マースキーがその目的について「人々を参加型の学習と意思決定に従事させることで、人間関係を豊かにすること」²⁵⁾と述べるように、RJに教育的意義を見出した人々の手で形作られた修復的实践は、司法制度論や正義論から一線を画した別の分野として確立しつつあるのである²⁶⁾。

IIRPの修復的实践は、コストや効率性、制度との

整合性よりも安心できる学習の場としての雰囲気がつくれているかどうか重点をおいた調査を、しかも修復的司法の分野で一般的に行われている調査よりも同一調査対象者に対してより質的な調査を継続的に行うことで、フィードバックを得ている²⁷⁾。こうした独特の評価方法を通して、IIRPは修復的実践が人間形成上重要な意義を果たしていることを確認し、正義論とは別の方向から修復的正義の思想の意義を論じているのである²⁸⁾。また、修復的司法においては問題が生じてからの対応に重点が置かれがちなのに対して、IIRPは毎時間の初めの5分程度を教師と生徒が教室で円になって座り、今日の日標や最近考えていること、昨日何をしたかなど、思いつくままに共有する「サークル」²⁹⁾の手法などを導入・提唱すると同時に、教師が生徒に対して「人間らしくあること」、すなわち「感情的な文章」を話し、生徒の「感情的な文章」を尊重して聞き出す努力をすることの重要性を論じるなど、日々の教育場面の中で注意して実践すべき手法を体系的に説明している³⁰⁾。こうした実践の積み重ねは、学習の場としての学校の秩序や安全性、子どもの自律性を高める効果があるとともに、実際に問題が生じた際に修復的な実践をよりスムーズに運ばせる「先回りの (proactive)」効果も有していると考えられており、修復的実践は修復的司法の有効性を高める土台としての役割、さらには修復的正義実現の鍵としての役割も果たすことが期待されている。

3 小括——今後の課題——

以上、手短ではあるが、RJの展開、修復的正義に含まれる人間形成についての視点、および教育実践の分野で生じている修復的実践と呼ばれる新しい動きについて概観した。なお、修復的司法および修復的実践は今後評価研究の蓄積に伴い、修正されていくことが予想される。

修復的実践の重要な課題は、教師教育にある。修復的実践には専門家としてのファシリテーターの養成が不可欠であること、およびファシリテーターの養成は体系的に行い得ることが、2006年のIIRPの大学院認定によって示されたといえる。日本においても今後修復的司法などがより広く展開されるようになり、修復的正義が実現に近づけられるためには、おそらく修復的実践がその鍵となり、学校教員がそ

の主な担い手となるのだろう。しかし、現段階で現場教師に自ら修復的実践について学ぶ時間を割くほどの積極性を期待することは難しい。まずは、今まで蓄積されたRJ研究を、教師を読者の対象として再編成していく作業が必要である。その上で、教育現場や子どもの学習・人間形成にとっても、修復的実践を導入することに意義があることを、教師たち自身によって確認してもらわなければならない。なお、しばしば修復的実践が「学校全体での取り組み (whole-school approach)」と呼ばれるように、校長をはじめ多くの賛同者を必要とする。こうした教育現場への導入を阻む多くの要素についても、整理する必要があるだろう。

課題は山積みであるが、本稿冒頭で書いたように、無関心の払拭を真に求めるならば、世界的拡大を見せるRJとその教育実践としての修復的実践に注目し、導入を検討する価値は少なからずあるはずである。最後にワクトルの言葉を引用する：

わたしたちは極度なまでの社会的なつながりの喪失に適応し、それを補う方法を探らなければならない。そして、修復的実践はまさにそのための要となると確信している。つまり、ますます切り離されていくこの世の中で、コミュニティを修復し、人間関係を育むことのための要となるのである³¹⁾。

註

- 1) 司法制度改革審議会意見書 (2001年6月12日) 第IV章 (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html#mokuji> 2010年5月8日アクセス)
- 2) 最高裁判所作成、裁判員制度ホームページ http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/h21_saibanin_kekka.html (2010年5月8日アクセス)
- 3) これは宿谷晃弘が2006年の論文「修復的正義・修復的司法の構想と法定刑の理論的位置について」『法律時報78巻第3号』日本評論社の中で提示した整理に基づいている。宿谷は、方法論として捉える論者と正義に関する思想として捉える論者の声が二重に重なり合って展開されてきたRJの議論に、一方の、さらにはその一部の声だけを反映した「修復的司法」という訳語を与えた日本のRJ研究の状況を問題視し、RJを修復的正義と修復的司法に分けて訳したうえで、修復的正義を目標とし

- て、修復的外交、修復的経済、修復的立法・行政・司法、修復的文化活動といった実現手段を駆使して、実現すべきものであると整理した。本稿はこの区別に基づき、「修復的正義」、「修復的司法」、「RJ」を用いる。
- 4) 例えば、ニュージーランドの先住民マオリ族の問題解決方法は1970年代から注目を集め、それをもとにFGCと呼ばれる手法がつかられ、今では修復的司法の重要な形態とされている。
 - 5) 染田恵『犯罪者の社会内処遇の探求——処遇の多様化と修復的司法——』（成文堂、2006）p.347
 - 6) 例えば、Bonta, James Ruggie, Tanya A, Cormier, Robert B and Jessemann, Rebecca(2006). “Restorative Justice and Recidivism: Promises made, promises kept?” (Dennis Sullivan and Larry Tifft (eds.) *Handbook of Restorative Justice: A Global Perspective* (London and New York, Routledge) pp.108-118)。なお、再犯率低下の効果についての実証研究については、染田前掲書pp.379-384に整理されている。
 - 7) Stutzman Amstutz, Lorraine(2004) “What is the Relationship Between Victim Service Organizations and Restorative Justice?” (Howard Zehr and Barb Toews (eds.) *Critical Issues in Restorative Justice* (Monsey, New York and Cullompton, Devon, UK, Criminal Justice Press and Willan Publishing) pp. 85-93参照。
 - 8) 例えば、Dinnen, Sinclair (2001) “Restorative Justice and Civil Society in Melanesia: The Case of Papua New Guinea” (Heather Strang and John Braithwaite *Restorative Justice and Civil Society* Cambridge, Cambridge University Press, 2001 所収)
 - 9) Shearing, Clifford (2001) “Transforming Security: A South African Experiment” (Strang & Braithwaite op.cit. 所収) 参照。
 - 10) この他にも、刑事司法のコスト削減、マイノリティや社会的弱者 (DV被害者等) への対策としてのRJを評価する立場がある。詳しくは、染田前掲書pp.360-361参照。
 - 11) 日本の代表的なRJ関連文献として、細井洋子・西村春夫・榎村志郎・辰野文理編『修復的司法の総合的研究——刑罰を超え新たな正義を求めて——』（風間書房、2006）。
 - 12) 例えば、イギリスには修復的司法協会 (Restorative Justice Consortium) と呼ばれる、100程度の組織や団体によって支援される、修復的司法を広めるための市民団体が存在する。支援団体の中には、警察や被害者支援団体、更生施設のほか、学校に修復的正義に基づく実践を取り入れようとする団体 (Restorative Justice 4 Schools) や、児童福祉団体、教会なども含まれており、様々な分野での実践の拡大が望まれている。また、被害者と加害者の対話の場を提供したり、被害者同士の話し合いの場を整えるフランスのNPO (Centre de Services de Justice Réparatrice) は、複数の省庁から支援を受けている。こうした幅広い支持は、残念ながら日本には見られない。
 - 13) 例えば、染田前掲書第6章、吉田敏夫『犯罪司法における修復的正義』(RJ叢書、成文堂、2006)、竹原幸太(2004)「開かれた修復的司法システムへの視座～リスク・コミュニケーションとしての修復的司法」(早稲田大学教育学論集第27号) など。
 - 14) 以下、ゼアの人間論については山辺恵理子(2008)「<正義の経験>を通じての人間形成——ハワード・ゼアの修復的正義の基礎にある人間論——」(東京大学大学院教育学研究科2007年度修士学位請求論文) 参照。
 - 15) Zehr, Howard (1990) *Changing Lenses: A New Focus For Crime and Justice* (3rd ed. Scottsdale and Waterloo, Herald Press, 2005 (初版1990年)) (日本語訳は、西村春夫監訳『修復的司法とは何か——応報から関係修復へ』、新泉社、2003) pp.24-25, 35-37, 44, 52-57.
 - 16) なお、RJ研究者が取り上げることの多い人間形成論に近い理論として、シルヴァン・S・トムキンズ (Silvan S. Tomkins) の「情動理論(affect theory)」と、ジョン・ブレイスウェイト (John Braithwaite) の「恥じつけ理論 (shaming theory)」が挙げられる。両理論に含まれる人間形成についての視点の整理も今後の研究の課題である。
 - 17) 日本では一部の弁護士などが法教育の一環としてRJを学校で紹介する動きが見られるものの、広い関心を集めているとは言い難い。日本において教育とRJを正面から論じた論者は、前述の竹原幸太と「生徒指導と修復的司法—いじめ事件におけるVOMの活用—」大阪教法研ニュース 第232号(2008年1月)執筆の吉田卓司と、少ない。
 - 18) Morrison, Brenda (2007) *Restoring Safe School Communities – a Whole School Response to Bullying, Violence and Alienation* (Federation Press), p.121
 - 19) Bob Costello, Joshua Wachtel and Ted Wachtel (2009) *The Restorative Practices Handbook –for Teachers, Disciplinarians and Administrators*, Beth-

- lehem, International Institute for Restorative Practices, p.39
- 20) *ibid.* p.39
- 21) Wachtel, Ted (1997) *Real Justice: How we can revolutionize our response to wrongdoing* Pennsylvania, Piper's Press, p.13 (日本語訳は、山本英政訳『リアル・ジャスティス——修復的司法の挑戦』(RJ叢書2. 成文堂、2005)) , p.35
- 22) Wachtel *op.cit.*, pp.62-63
- 23) なお、「修復的実践」は福祉や紛争解決など、幅広い実践に対しても用いられており、教育実践に限って使われる用語ではない。詳しくは、Zehr (2002) *op.cit.*, pp. 42-57参照。
- 24) Ted Wachtel and Laura Mirsley (eds.) *Safer Saner Schools: Restorative Practices in Education*, Pennsylvania, International Institute of Restorative Practices, 2008, pp.8-9
- 25) *ibid.* p.26
- 26) なお、教育実践における修復的正義に基づく実践を修復的実践と呼ぶ動きは飛躍的に拡大している。例えば、モリソンは数多くの実践評価を概観したうえで、「修復的正義の言語(例えば、「被害者」「加害者」)、とりわけ「正義」という用語自体が、容易には学校現場に馴染まなかった」(Morrison, *op.cit.*, p.147) ことを課題として挙げている。そして、次の文章では、「修復的実践の導入は各機関の間のパートナーシップを改善する素晴らしい手段である」(*ibid.*)と述べ、「修復的実践」に換言している。また、近年では「修復的実践」という用語を使った書物が多く出版されている。例えば、Richard Hendry *Building and Restoring Respectful Relationships in Schools: A Guide to Using Restorative Practice* (Chippenham, Wiltshire, Routledge, 2009)、Jude Moxon, Catherine Skudder and Jim Peters *Restorative Solutions for Schools: An Introductory Resource Book* (Laughton, Essential Resources Educational Publishers Limited, 2008)、Helen Cowie and Dawn Jennifer *Managing Violence in Schools: A Whole School Approach to Best Practice* (London, Paul Chapman Publishing, 2007)。
- 27) Wachtel & Mirsley *op.cit.* pp.34-35 Youth Justice Board for England and Wales (2004) “National Evaluation of the Restorative Justice in Schools Programme” (creducation.org/resources/National_Eval_RJ_in_Schools-Full.pdf (2010年5月10日アクセス)) など参照。
- 28) さらにIIRPは経験的評価に基づき、修復的実践の効果として以下の項目を挙げている：問題件数の削減、平和構築、紛争解決学習、学力向上、教師の負担軽減、居場所の確保、共感の習得、感情コントロールの習得、ケアの学び、シチズンシップ教育。詳しくは、Wachtel & Mirskey *op.cit.*, p.45、第17、18、19章を参照。
- 29) これは、1章に登場した修復的司法の手法の一つである「サークル」とは異なる。後者は問題が生じてから関係者がその問題と今後の対応について話し合うために集まるものを指し、問題が起きる以前からの日常的な実践とは異なる。
- 30) 詳しくは、Bob Costello, Joshua Wachtel, and Ted Wachtel *The Restorative Practices Handbook: For Teachers, Disciplinarians and Administrators* (Bethlehem, International Institute of Restorative Practices) pp.11-41。
- 31) Wachtel & Mirskey *op.cit.* pp.4-5
- 本研究は、平成22年度日本学術振興会科学研究補助金(特別研究員奨励費)の助成を受けたものである。